

美原体育館管理施設をご利用の皆様へ

天候等により使用を中止した場合、利用料の還付（返金）について、次のように定めましたのでお知らせいたします。よろしくご協力をお願いします。

美原体育館管理施設（運動場、野球場、テニスコート）の
還付基準について

- ① 還付の金額は1時間単位とする。
- ② 使用途中に天候が悪化した場合、使用時間が30分未満は1時間分を還付する。30分以上使用した場合は1時間使用したこととする。
- ③ 悪天候で使用を中止する場合、使用しようとする施設に電話連絡をすること。

美原体育館（多治井運動場・テニスコート）

TEL 072-361-4511

海洋センター体育館（みの池野球場・テニスコート）

TEL 072-362-5443

さつき野運動広場（さつき野野球場・テニスコート）

TEL 072-362-7833

- ④ 還付手続きは許可書、領収書、認印が必要です。どれが欠けても還付はできません。